

証券コード 343A
(発送日) 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号

株式会社 I A C E トラベル

代表取締役
社長執行役員 西 澤 重 治

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.iace.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」→「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「IACEトラベル」又はコードに当社証券コード「343A」を入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を本招集ご通知とあわせて同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日(水曜日) 午前11時(受付開始 午前10時30分)
2. 場 所 東京都台東区浅草橋1丁目22-16 ヒューリック浅草橋ビル3階
浅草橋ヒューリックホール&カンファレンス
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第44期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第44期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類の
内容報告の件

以 上

-
- ◎ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。
- ◎本総会における会議の目的事項は、上記のとおり報告事項のみでありますため、株主総会終了後の決議ご通知は送付いたしませんので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに回復してまいりました。その一方で、地政学リスクによる物価高騰、為替相場の変動、米国の通商政策への懸念もあり先行き不透明な状況が続きました。

海外旅行市場においては、円安や渡航先の物価上昇などの影響により、回復の遅れが見られるものの、日本政府観光局（JNTO）によれば、2024年4月～2025年3月の日本人出国者数（推計値）は約1,349万人（対前年比122.8%）と前年より増加傾向にあります。

国内旅行市場については、観光庁の「旅行・観光消費動向調査」によれば、2024年4月～12月の国内宿泊旅行のうち、出張・業務目的の人数は約34,963千人（対前年比96.2%）とほぼ前年同水準にあります。

このような状況下、当社グループの業績は下記のとおりです。

当連結会計年度	売上高（百万円）	
	実績	前年同期比（%）
BTMサービス	1,288	114.4
官庁・公務サービス	269	100.7
個人サービス	439	110.2
米軍サービス	169	103.6
海外サービス	414	115.2
その他	112	106.6
合計	2,694	111.3

BTMサービスは、クラウド出張手配システム「Smart BTM」の利用企業が堅調に増加し、平均月間利用企業社数は1,125社（前年同期比112.3%）となりました。これに伴い、予約件数も104,308件（同111.8%）に増加しました。さらに、単価は12,350円（同102.3%）と増加し、売上高は1,288百万円（前年同期比114.4%）となりました。官庁・公務サービスは、国内・海外出張手配および団体手配の受注が、前年とほぼ同水準で推移し、売上高は269百万円（前年同期比100.7%）となりました。個人サービスは、韓国・台湾向けの海外企画旅行が好調に推移したほか、法人企業の従業員等によるプライベート手配も増加し、売上高は439百万円（前年同期比110.2%）となりま

した。米軍サービスは、テーマパーク目的の国内企画旅行や団体手配が好調に推移し、売上高は169百万円（前年同期比103.6%）となりました。海外サービスは、カナダ・メキシコ子会社での法人獲得が増加し、売上高は414百万円（前年同期比115.2%）となりました。

以上を踏まえた、当連結会計年度の業績概要は次のとおりです。

区分	前期 (千円)	当期 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
取扱高	21,627,422	23,949,538	2,322,115	10.7
売上高	2,421,284	2,694,038	272,754	11.3
営業利益	425,427	607,276	181,848	42.7
経常利益	428,270	587,360	159,090	37.1
親会社株主に帰属する当期純利益	344,901	394,722	49,821	14.4

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度について、自社基幹システム及び旅行サービスなど、主にソフトウェア導入のために40,216千円の投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、主に以下の様な課題に対処すべきと認識しております。なお、以下に記載する課題に関しては、当社として対処すべき優先順位が高いと考えるものから順番に記載しております。

(手数料収入の拡充)

当社グループの収益は主にお客様からの手配手数料等で構成されていますが、今後は新たな手配商材の拡充や新サービスの提供により、手数料収入の多様化と安定性を図ります。そのために、営業活動によって集めた顧客ニーズを分析し、継続的にシステム及びサービスを改善することで、受注の拡大を図ってまいります。

(デジタルトランスフォーメーションの推進)

主力のBTMサービスにおいて、働き方改革に伴う生産性向上など社会的課題の解決に向け、一層の利便性や効率性を求めるお客様の声が増しに多くなっており、当社でもクラウド出張予約システム「Smart BTM」の利用企業が増加しております。お客様のニーズを満たすと同時に当社の生産性向上にも寄与すると見込まれることから、

引き続き、システムの機能強化、業務の自動化等、デジタル化をより推進してまいります。一方で、24時間365日のサポートデスクやオンライン手配できない場合のオペレーター対応なども引き続き、継続してまいります。

（マーケティングの強化）

法人顧客の新規獲得において、当社グループの認知度向上及び信頼性などの企業イメージの向上が重要な要素と考えております。そのために、インターネット広告やSNSの活用など多様なマーケティングを実施し、当社グループが提供するサービス価値を多くのお客様に知って頂くため、マーケティング活動を強化してまいります。

（営業の強化）

新規顧客の獲得や既存顧客の継続的な利用を維持するには営業活動が重要と考えております。営業では旅行業の知識のみならず、お客様の業務・会計システムとのデータ連携に関する知識、ヒアリング力や提案力を含めたコンサルティング能力が求められ、それに対応できる営業人員の育成が課題と考えております。継続的な教育を実施すると共に、顧客企業の利用分析や訪問履歴など営業管理の強化を図ることで、顧客の継続率及び満足度上昇に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第41期 2022年3月期	第42期 2023年3月期	第43期 2024年3月期	第44期 2025年3月期 (当連結会計年度)
売上高	731,043 千円	1,653,840 千円	2,421,284 千円	2,694,038 千円
営業利益（△損失）	△471,113 千円	123,224 千円	425,427 千円	607,276 千円
経常利益（△損失）	△271,781 千円	177,832 千円	428,270 千円	587,360 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	△278,413 千円	221,397 千円	344,901 千円	394,722 千円
親会社株式に帰属する 1株当たり当期純利益 （△損失）	△73.27 円	58.26 円	90.76 円	103.87 円
総資産額	3,183,269 千円	4,080,193 千円	4,260,868 千円	4,890,979 千円
純資産額	1,866,385 千円	2,098,760 千円	2,462,008 千円	2,854,780 千円
1株当たり純資産額	491.15 円	552.31 円	647.90 円	751.26 円

(注) 当社は、2025年1月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2025年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
IACE Travel ,Inc	140,000 CAD	100.0 %	旅行業
IACE TRAVEL MEXICO S. A. DE C. V.	10,338,520 MXN	99.9 %	旅行業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社2社であります。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

サービス群	サービス内容
BTMサービス	法人企業の国内出張・海外出張における手配等
官庁・公務サービス	官公庁の国内出張・海外出張における手配等
個人サービス	個人向けのパッケージツアー販売・手配等
米軍サービス	在日米軍基地内でのパッケージツアー販売・手配等
海外サービス	カナダ、メキシコ各子会社における旅行手配等

(8) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東京本社	東京都中央区	大阪支店	大阪府大阪市淀川区
札幌支店	北海道札幌市北区	広島支店	広島県広島市中区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区	福岡支店	福岡県福岡市中央区

その他、支店6カ所、営業所6カ所にて運営しております。

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
144 名	5名減

(注) 従業員数には、臨時従業員雇用者 (契約社員2名・嘱託社員1名・アルバイト26名) は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
119 名	2名減	40.0 歳	15.5 年

(注) 従業員数には、臨時従業員雇用者 (契約社員1名・嘱託社員1名・アルバイト21名) は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	500,000 千円
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社三菱UFJ銀行	200,000
株式会社りそな銀行	200,000

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,200,000株（普通株式）
- (2) 発行済株式の総数 3,800,000株（普通株式）
- (3) 株主数 33名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
西澤 重治	1,242,560	32.70
灰田 俊也	575,280	15.14
IACEトラベル従業員持株会	480,000	12.63
横田 卓也	184,000	4.84
浅生田 和人	144,000	3.79
株式会社ビジネスマネジメント	142,880	3.76
岡部 将朋	95,280	2.51
瀧上 大輔	80,000	2.11
岡村 拓樹	80,000	2.11
小原 竜雄	80,000	2.11

(注) 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しています。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

株式の流通の活性化を図るため、2025年1月7日付けで、1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

①第1回新株予約権（2019年12月21日発行）

- ・新株予約権の数 19,600個
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式39,200株（新株予約権1個につき2株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり800円
- ・新株予約権の行使期間
2021年12月21日から2029年11月19日まで
- ・その他取得の条件
当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。
この場合、当該新株予約権は無償で取得する。
- ・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

区分	名 称	個 数	保有者数
社外取締役	第1回新株予約権	2,800個	1名
社外監査役	第1回新株予約権	5,600個	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	西澤 重治	海外グループ会社担当	株式会社ビジネスマネジメント 代表取締役社長
取締役専務執行役員	灰田 俊也	管理部門・DX推進担当	
取締役上席執行役員	横田 卓也	営業部門・仕入担当	
取締役	川中 浩平		一般社団法人神奈川県ニュービジネス協議会 監事 ユナイト法律会計事務所 代表パートナー SAMURAI証券株式会社 監査役 Holoeyes株式会社 監査役 e-Netホールディングス株式会社 監査役 弁護士法人ユナイト法律会計事務所 代表社員 ファンズ株式会社 社外取締役 WealthPark Alternative Investments 株式会社 監査役 一般社団法人日本クラウドファンディング協会 監事 e-Net少額短期保険株式会社 監査役 ファルス株式会社 監査役 LAETORI株式会社 社外取締役 株式会社リヴ 社外取締役 株式会社こむぎの 監査役 一般社団法人TOKYO CREATIVE SALON 監事 株式会社フィル・カンパニー 社外取締役監査等委員 PST株式会社 監査役 ファンズ不動産株式会社 監査役
取締役	酒井 大輔		株式会社LALALA Plus 代表取締役
取締役	浦部 智壽子		品川リフラクトリーズ株式会社 社外取締役監査等委員
常勤監査役	浅生田 和人		
監査役	和氣 大輔		和氣公認会計士事務所 代表 一般財団法人神戸水道サービス公社 監事 NPO法人神戸アスリートタウン 監事

			TOWA株式会社 社外取締役監査等委員 シライ電子工業株式会社 社外取締役 監査等委員
監査役	宮武 善樹		社会保険労務士法人JPN 代表社員

- (注) 1. 取締役川中浩平氏、酒井大輔氏、浦部智壽子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役和氣大輔氏、宮武善樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役和氣大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役川中浩平氏、酒井大輔氏、浦部智壽子氏及び社外監査役和氣大輔氏、宮武善樹氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、次に掲げる額を限度とします。

- 一 在職中に職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- 二 新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月21日開催の第41回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年6月21日開催の第41回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は2名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、原則として年1回代表取締役が取締役の評価を行った上で、「取締役の報酬決定方針」に基づき報酬案を作成し、指名報酬諮問委員会に諮問し、指名報酬諮問委員会にて討議、答申された報酬案に基づき、取締役会にて個人別の報酬額を決定しております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	57,290 (6,200)	57,290 (6,200)	— (—)	— (—)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	16,350 (4,200)	16,350 (4,200)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	73,640 (10,400)	73,640 (10,400)	— (—)	— (—)	9 (5)

(注) 当社の取締役および監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 (2025年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	川中 浩平	一般社団法人神奈川県ニュービジネス協議会 ユナイト法律会計事務所 SAMURAI証券株式会社 Holoeyes株式会社 e-Netホールディングス株式会社 弁護士法人ユナイト法律会計事務所 ファンズ株式会社 WealthPark Alternative Investments株式会社 一般社団法人日本クラウドファンディング協会 e-Net少額短期保険株式会社 ファルス株式会社 LAETORI株式会社 株式会社リヴ 株式会社こむぎの 一般社団法人TOKYO CREATIVE SALON 株式会社フィル・カンパニー PST株式会社 ファンズ不動産株式会社	監事 代表パートナー 監査役 監査役 監査役 代表社員 社外取締役 監査役 監事 監査役 監査役 社外取締役 社外取締役 監査役 監事 社外取締役 監査等委員 監査役 監査役	当社と兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	酒井 大輔	株式会社LALALA Plus	代表取締役	当社と株式会社LALALA Plusとの間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	浦部 智壽子	品川リファクトリーズ株式会社	社外取締役 監査等委員	当社と品川リファクトリーズ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	和氣 大輔	和氣公認会計士事務所 一般財団法人神戸水道サービス公社 NPO法人神戸アスリートタウン TOWA株式会社 シライ電子工業株式会社	代表 監事 監事 社外取締役 監査等委員 社外取締役 監査等委員	当社と兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	宮武 善樹	社会保険労務士法人JPN	代表社員	当社と社会保険労務士法人JPNとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動内容
社外取締役	川中 浩平	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験を活かし、客観的かつ公正な立場で当社の経営全般について助言や意見を述べるなど、議案審議につき必要な発言を適宜行っており、当社が期待する役割を果たしております。
社外取締役	酒井 大輔	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験及びマーケティングや経営戦略に関する深い見識を基に、当社の経営全般について助言や意見を述べるなど、議案審議につき必要な発言を適宜行っており、当社が期待する役割を果たしております。
社外取締役	浦部 智壽子	2024年6月25日の就任以降、当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、証券会社の引受審査業務及び警視庁における財務捜査官としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営全般について助言や意見を述べるなど、議案審議につき必要な発言を適宜行っており、当社が期待する役割を果たしております。
社外監査役	和氣 大輔	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地を活かし、会計及び内部統制の観点から、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	宮武 善樹	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会14回のすべてに出席し、社会保険労務士としての豊富な経験と専門的見地から、労務分野を中心に、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

2024年10月28日開催の臨時株主総会において、PwC Japan有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」(以下、「内部統制システム」といいます。)を整備しており、その概要は以下のとおりです。

(a) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たすことを明確にするとともに、役職員に周知徹底する体制を整備します。
- ②リスク管理体制の強化を図るため、各部門から選出された役職員で構成する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社事業運営上重要なリスクおよびコンプライアンス課題について審議、対応方針を策定した上で、各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役に適宜報告します。
- ③「リスク・コンプライアンス委員会」は、日常的な活動を通じてリスク管理体制の定着とコンプライアンスの実効性確保に努めます。
- ④組織的または個人による違法行為等に対応するため、グループ会社の役職員が直接通報や情報提供を行える内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進します。
- ⑤監査役は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
- ⑥当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況に関して、内部監査を実施します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。）を、「文書管理規程」等の社内諸規程および法令に基づき、適切に保存・管理します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止および適切な対応により損失の最小化に努めます。
- ②代表取締役を最高責任者とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスク対応を審議・推進します。
- ③業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取組状況について、内部監査を実施します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することで、意思決定の迅速化を図ります。
- ② 経営会議を毎月開催し、業務執行における重要事項や経営戦略等を審議し、必要事項は取締役会に上程します。
- ③ 取締役会の決定に基づく執行業務に関する責任と権限は、「組織管理規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程により明確化し、随時見直します。

(e) 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営に対する事前協議および資料提出を通じて経営状況を把握し、必要に応じて助言を行います。
- ② 経営効率化、人材開発、業務改善に関する指導指針を策定し、取締役会承認のもと、必要に応じて指示を行います。
- ③ 内部監査室が内部監査を通じて業務の適正性・有効性を確認します。
- ④ 当社グループ各部門と情報交換を定期的に行い、「リスク管理規程」に基づき、子会社におけるリスク管理体制の整備を図ります。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実行性の確保に関する事項

- ① 監査役から要請があった場合、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置します。
- ② 当該使用人は、監査役の指示に従い、取締役等からの指揮命令は受けず、人事面においても監査役の同意を得るものとします。

(g) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会等の重要会議への出席、重要文書の閲覧、取締役や使用人への説明要求を通じて、意思決定プロセスおよび業務執行状況を把握します。
- ② 取締役および使用人は、法定事項に加え、業務または業績に重大な影響を及ぼす事項や内部通報の状況等について監査役に報告します。
- ③ 内部通報制度の担当部署は、通報状況を定期的に監査役へ報告します。監査役へ報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことは禁止します。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を実施します。
- ② 監査役は、会計監査人および内部監査室と連携し、情報交換と適切な意思疎通を通じて、監査の実効性を高めます。
- ③ 監査役の職務の執行に必要な費用の前払いまたは償還請求があった場合、速やかに処理します。

(i) 反社会的勢力排除に関する基本的な考え方およびその整備状況

- ① 「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制を整備します。
- ② 不当要求や組織暴力行為に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等と連携して解決を図ります。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、関連する内部統制の整備・運用・評価・改善を継続的に実施します。

(k) リスク管理体制の整備

「リスク管理規程」に基づき、リスクを総合的かつ一元的に管理し、損失の最小化を図ります。また、「コンプライアンス規程」により、役員・従業員・常駐業務関係者のコンプライアンス遵守を徹底し、社会的信用の向上に努めます。

(1) 子会社の業務の適正確保に関する体制整備の状況

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務の有効性・効率性・財務報告の信頼性等を適切に管理し、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が監査を実施します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団全体の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議しました。また、「リスク管理規程」に基づき、子会社を含むグループ全体を対象にリスク評価を行い、リスクの管理と軽減に取り組みました。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成され、監査役3名も出席した上で開催され、取締役の職務執行の監督を実施しました。

子会社に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項を当社取締役会にて審議し、適正な業務運営と実効性のある管理体制の確保に努めました。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、各部門を対象に法令・社内規程の遵守状況について監査を行い、その結果および改善状況を代表取締役および監査役に報告しました。

監査役は、監査方針および監査計画を策定し、月1回の定例監査役会に加えて必要に応じて臨時監査役会を適宜開催し、情報共有を行うとともに、必要に応じて提言を取りまとめました。また、取締役会に出席や取締役・使用人との対話、内部監査室・会計監査人との連携を通じて、職務執行状況の監査を行いました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受けて取締役および使用人の職務執行状況を監査するとともに、経営会議やリスク・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,552,919	流 動 負 債	2,028,948
現 金 及 び 預 金	1,190,048	買 掛 金	574,513
売 掛 金	3,137,665	短 期 借 入 金	1,000,000
前 払 金	83,369	旅 行 前 受 金	117,737
未 収 入 金	111,643	賞 与 引 当 金	28,850
そ の 他 金	30,486	未 払 法 人 税 等	157,188
貸 倒 引 当 金	△293	そ の 他	150,658
固 定 資 産	338,059	固 定 負 債	7,250
有 形 固 定 資 産	1,116	そ の 他	7,250
そ の 他	1,116	負 債 合 計	2,036,198
無 形 固 定 資 産	76,029	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	76,029	株 主 資 本	2,828,505
投 資 そ の 他 の 資 産	260,913	資 本 金	80,000
繰 延 税 金 資 産	33,174	利 益 剰 余 金	2,748,505
破 産 更 生 債 権 等	776	そ の 他 包 括 利 益 累 計 額	26,275
そ の 他	227,739	為 替 換 算 調 整 勘 定	26,275
貸 倒 引 当 金	△776	純 資 産 合 計	2,854,780
資 産 合 計	4,890,979	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,890,979

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,694,038
売 上 原 価		674,675
売 上 総 利 益		2,019,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,412,086
営 業 利 益		607,276
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	500	
助 成 金 収 入	1,261	
雑 収 入	2,224	
そ の 他	341	4,327
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,332	
為 替 差 損	6,159	
上 場 関 連 費 用	7,752	24,243
経 常 利 益		587,360
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		587,360
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	165,361	
法 人 税 等 調 整 額	27,276	192,637
当 期 純 利 益		394,722
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		394,722

連結株主資本等変動計算書

（ 2024年4月1日から
2025年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	80,000	2,353,782	2,433,782	28,226	28,226	2,462,008
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益		394,722	394,722			394,722
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△1,950	△1,950	△1,950
当期変動額合計	—	394,722	394,722	△1,950	△1,950	392,771
当期末残高	80,000	2,748,505	2,828,505	26,275	26,275	2,854,780

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

IACE Travel ,Inc

IACE TRAVEL MEXICO S. A. DE C. V.

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 自社の企画旅行商品

当社グループが定める旅行日程に従って、顧客が、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配および管理することが履行義務であるため、旅行が終了した帰着日にて収益を認識しております。

② 手配旅行の代理販売

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することが履行義務であり、手配の役務完了日を基準として収益を認識し、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

③ 受託旅行の代理販売

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することが履行義務であり、各サービスの利用開始日を基準として収益を認識し、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約などについては、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限等を定めた、当社の内部規定である「為替変動リスク管理方針」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

有効性の判定は、四半期ごとにヘッジ対象の相場変動の累計額とヘッジ手段の相場変動の累計額の比率によって行うものとする。ただし、ヘッジ手段が当方針に準拠した為替予約取引である限り、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、為替相場の変動による相関関係は完全に確保されるため、有効性判定は省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しについては、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

繰延税金資産	33,174
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産及び負債の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しています。当該繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、または実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、または繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しています。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異等について認識しています。将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社の経営者による主観的な判断や、予約件数、売上単価等を主要な仮定として織り込んでおります。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社では、当該見積りは重要なものであると判断しています。

主要な仮定である予約件数及び売上単価等は、将来の不確実な経営環境及び当社の経営状況の影響を受けます。従って、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	12,393千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額	2,937,500千円
借入実行残高	1,000,000
差引額	1,937,500

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,900,000	1,900,000	—	3,800,000

(注) 普通株式数の増加1,900,000株は、2025年1月7日付で普通株式1株につき2株の割合で実施した株式分割によるものであります。

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類および株式数

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	19,700	19,600	100	39,200	39,200
合計			19,700	19,600	100	39,200	39,200

(注) 1. 目的となる株式数の増加は、2025年1月7日付で普通株式1株につき2株の割合で実施した株式分割によるものであります。

(注) 2. 目的となる株式数の減少は、対象者の退職によるものです。

(注) 3. 新株予約権は、権利行使期間の初日は到来しておりますが、権利行使の条件として当社普通株式の株式公開が定められているため、2025年3月31日時点では権利確定条件を満たしておりません。

(注) 4. 当社は、2025年4月7日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、外貨建て金銭債務の為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、販売管理規程に従い、営業債権金について、各事業部門にて取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は経営管理部が行っております。なお、取引残高・損益状況については、取締役会に四半期ごとに報告することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新する等、流動性リスク軽減の管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）を参照ください。）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,190,048	1,190,048	—
(2) 売掛金	3,137,665		
貸倒引当金（※1）	△293		
	3,137,371	3,137,371	—
(3) 未収入金	111,643	111,643	—
資産計	4,439,063	4,439,063	—
(1) 買掛金	574,513	574,513	—
(2) 短期借入金	1,000,000	1,000,000	—
負債計	1,574,513	1,574,513	—

（※1） 売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

（注1） 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	2025年3月31日
非上場株式	24,000

（注2） 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,190,048	—	—	—
売掛金	3,137,665	—	—	—
未収入金	111,643	—	—	—
合計	4,439,356	—	—	—

（注3） 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,000,000	—	—	—	—	—
合計	1,000,000	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位：千円)

	報告セグメント	
	旅行事業	
旅行商品販売（総額）	843,963	
旅行商品販売（純額）	1,738,883	
旅行商品販売（その他）	111,190	
顧客との契約から生じる収益	2,694,038	
外部顧客への売上高	2,694,038	

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「注記事項（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項） 3. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,783,011	3,137,665
売掛金	2,783,011	3,137,665
契約資産	—	—
契約負債	85,554	117,737
旅行前受金	85,554	117,737

契約負債は、旅行商品の販売で履行義務充足前に対価を受領したものであります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、

85,554千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が32,183千円増加した理由は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領した対価が増減した結果であります。

過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	751円 26銭
1株当たり当期純利益	103円 87銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったことから期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2025年1月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2025年4月7日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年2月28日及び2025年3月17日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年4月4日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 960,000株
(3) 発行価格	1株につき 1,000円
(4) 引受価格	1株につき 920円
(5) 資本組入額	1株につき 460円
(6) 発行価格の総額	799,680千円
(7) 払込金額の総額	883,200千円
(8) 資本組入額の総額	441,600千円
(9) 払込期日	2025年4月4日
(10) 資金使途	BTMサービスにおける設備資金としてシステム開発費、広告宣伝費及び人件費として充当する予定であります。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,315,822	流動負債	1,996,373
現金及び預金	1,021,235	買掛金	※1 554,552
売掛金	※1 3,077,450	短期借入金	※2 1,000,000
貯蔵品	8,020	未払費用	78,719
前渡金	79,099	旅行前受金	116,218
前払費用	20,798	前受金	824
その他の	109,511	未払金	2,057
貸倒引当金	△293	未払法人税等	155,257
		賞与引当金	28,850
		その他の	59,892
固定資産	356,361	固定負債	7,250
有形固定資産	※3 360	その他の	7,250
建物附属設備	360		
無形固定資産	75,728	負債合計	2,003,623
ソフトウェア	75,728	(純資産の部)	
投資その他の資産	280,272	株主資本	2,668,560
投資有価証券	24,000	資本金	80,000
関係会社株式	35,479	利益剰余金	
繰延税金資産	33,174	利益準備金	20,000
破産更生債権	776	その他利益剰余金	
その他の	187,618	別途積立金	280,000
貸倒引当金	△776	繰越利益剰余金	2,288,560
		評価・換算差額等	-
		その他有価証券評価差額金	-
		純資産合計	2,668,560
資産合計	4,672,184	負債・純資産合計	4,672,184

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		※1 2,283,118
売 上 原 価		523,502
売 上 総 利 益		1,759,616
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
給 与 手 当	540,316	
賞 与 引 当 金 繰 入	28,850	
減 価 償 却 費	31,999	
貸 倒 引 当 金 繰 入	△530	
そ の 他	604,815	1,205,451
営 業 利 益		554,164
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	※1 339	
受 取 配 当 金	500	
為 替 差 益	1,050	
助 成 金 収 入	1,261	
雑 収 入	※1 1,677	4,828
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,790	
上 場 関 連 費 用	7,752	17,542
経 常 利 益		541,451
税 引 前 当 期 純 利 益		541,451
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	155,410	
法 人 税 等 調 整 額	27,276	182,686
当 期 純 利 益		358,764

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	80,000	20,000	280,000	1,929,796	2,229,796	2,309,796	2,309,796
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	358,764	358,764	358,764	358,764
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	358,764	358,764	358,764	358,764
当期末残高	80,000	20,000	280,000	2,288,560	2,588,560	2,668,560	2,668,560

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ
時価法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ① 貯蔵品
個別法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物附属設備 10年～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 自社の企画旅行商品

当社が定める旅行日程に従って、顧客が、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配および管理することが履行義務であるため、旅行が終了した帰着日にて収益を認識しております。

② 手配旅行の代理販売

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することが履行義務であり、手配の役務完了日を基準として収益を認識し、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

③ 受託旅行の代理販売

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することが履行義務であり、各サービスの利用開始日を基準として収益を認識し、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約などについては、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限等を定めた、当社の内部規定である「為替変動リスク管理方針」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

有効性の判定は、四半期ごとにヘッジ対象の相場変動の累計額とヘッジ手段の相場変動の累計額の比率によって行うものとする。ただし、ヘッジ手段が当方針に準拠した為替予約取引である限り、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、為替相場の変動による相関関係は完全に確保されるため、有効性判定は省略する。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しています。これにより、法人税等の計上区分(評価・換算差額等に対する課税)については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

繰延税金資産	33,174
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産及び負債の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しています。当該繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、または実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、または繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しています。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について認識しています。将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社の経営者による主観的な判断や、予約件数、売上単価等を主要な仮定として織り込んでおります。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社では、当該見積りは重要なものであると判断しています。

主要な仮定である予約件数及び売上単価等は、将来の不確実な経営環境及び当社の経営状況の影響を受けます。従って、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類表等において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	1,484千円
短期金銭債務	543

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額	2,937,500千円
借入実行残高	1,000,000
差引額	1,937,500

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	当事業年度 (2025年3月31日)
固定資産	
建物附属設備	4,539千円

損益計算書に関する注記

※1 関係会社との取引高

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高	
売上高	275千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	7

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数
該当事項はありません。

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年3月期)
繰延税金資産	
賞与引当金超過額	8,833千円
賞与引当金に伴う社会保険料	1,338
未払事業税	12,240
未払監査報酬	1,667
貸倒損失否認	11
繰延消費税等	2,244
繰延資産償却超過額	447
減損損失	6,276
圧縮超過額	126
資産除去債務否認	2,101
子会社株式評価損	13,131
繰延税金資産小計	48,418
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△15,244
評価性引当額小計	△15,244
繰延税金資産合計	33,174
繰延税金負債	—
繰延税金資産純額	33,174

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	702円 25銭
1株当たり当期純利益	94円 41銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったことから期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2025年1月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2025年4月7日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年2月28日及び2025年3月17日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年4月4日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 960,000株
(3) 発行価格	1株につき 1,000円
(4) 引受価格	1株につき 920円
(5) 資本組入額	1株につき 460円
(6) 発行価格の総額	799,680千円
(7) 払込金額の総額	883,200千円
(8) 資本組入額の総額	441,600千円
(9) 払込期日	2025年4月4日
(10) 資金使途	BTMサービスにおける設備資金としてシステム開発費、広告宣伝費及び人件費として充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

株式会社 I A C E トラベル
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 剛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I A C E トラベルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I A C E トラベル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月28日及び2025年3月17日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を決議し、2025年4月4日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備

及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

株式会社 I A C E トラベル
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 剛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I A C E トラベルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月28日及び2025年3月17日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を決議し、2025年4月4日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月2日

株式会社 I A C E トラベル 監査役会

常勤監査役 浅生田 和人 ⑩

社外監査役 和氣 大輔 ⑩

社外監査役 宮武 善樹 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

ヒューリックホール/ヒューリックカンファレンス

ACCESS MAP

■ 住所

111-0053
 東京都台東区浅草橋1-22-16 ヒューリック浅草橋ビル
 2階 ヒューリックホール
 3階 ヒューリックカンファレンス (ROOM 1~5)

■ 最寄駅

JR総武線 浅草橋駅
 西口より【徒歩30秒】
 JR総武線 浅草橋駅
 東口より【徒歩3分】
 都営浅草線 浅草橋駅
 A3出口より【徒歩3分】

QRコード



詳細マップはこちらから読み取り下さい

Ⓟ 有料
 駐車場(13台)

吉田ビル・

・ミニストップ

みずほ銀行・

ニッポン
 レンタカー・

アパホテル

・银杏岡八幡宮

「ヒューリック浅草橋ビル」

ベローチェ

ローソン・
 スリーエフ

EV
 充電スタンド

スマイルタイランド

■ 来場時の注意事項 ■
 当ビルには駐車場がございません。
 周辺の有料駐車場をご利用ください。

マツモトキヨシ

都営浅草線
 浅草橋駅

A3

東口

宝くじ
 売場

来々軒・

野郎ラーメン

日乃屋

・梅の木

・いちかつ

・ノマサルー

・亀屋近江

JR総武線 浅草橋駅

江戸通り